

# 森友学園事案に関する                      情報公開訴訟について

## 1. 控訴審判決（主文）

- 存否応答拒否による不開示決定を取り消す

## 2. 控訴審判決と国の主張（ポイント）

### ① 存否応答拒否の判断（情報公開法8条の判断）について

控訴審判決

- 「法8条は、対象文書の内容を考慮することなく、対象文書の存否の応答自体によって不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防ぐ目的で規定されているものであり、対象文書の存否の応答に伴い通知される文書特定情報まで考慮することを想定して」いない。

国の主張

- ・ 存否の開示によって、捜査への支障が生じるかという判断において、対象文書の存否の応答に伴い通知される文書特定情報を考慮することができなければ、文書特定情報に不開示情報が含まれていたとしても、存否応答拒否ができず不開示情報を示さざるを得なくなる。

### ② 任意提出の範囲によって明らかになる情報について

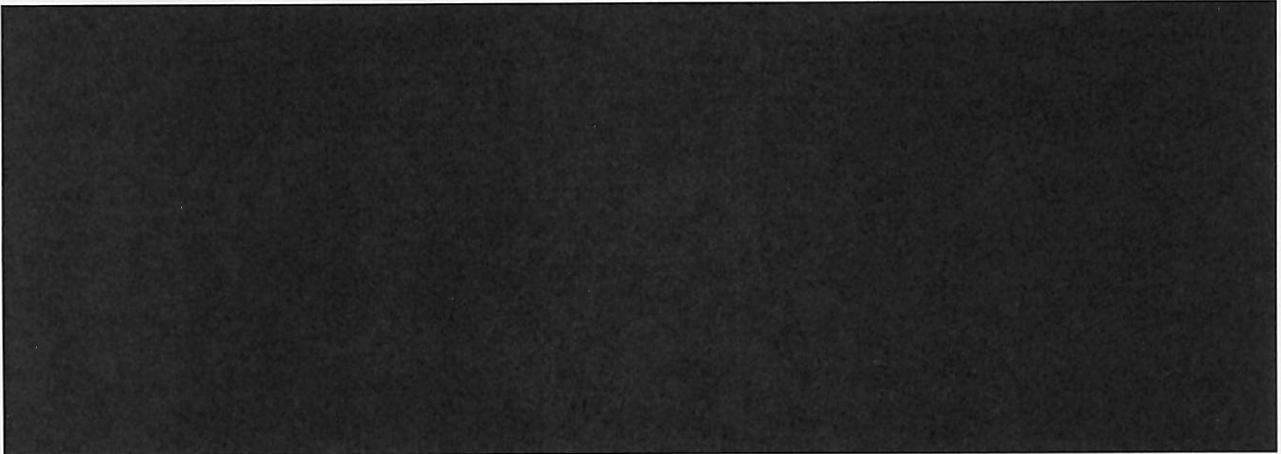
控訴審判決

- 「捜査機関は、財務省等が具体的にいかなる文書を所持しているのかを一般的には認識していないから、財務省等に任意提出を求める際にはその範囲を本件各被疑事件に関する一切の文書などと網羅的なものとせざるを得ず、これに対し、どの範囲でその任意提出に応じるかは、財務省等の判断に委ねられているから、財務省等の判断で任意提出された文書がいかなるものかが明らかになったとしても、これによって捜査機関の本件各被疑事件と同種事犯に対する捜査方針や意図が明らかになるとはいえず、「犯罪一般の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるものと」認められない。

国の主張

- ・ 財務省は捜査機関の依頼に応じて文書を提出しており、財務省が提出した文書が明らかになれば、捜査機関がどのような文書の任意提出を求めたかが判明し、捜査方針や意図が推知されるおそれがあり、捜査への支障が生じる。

### 3. 今後の対応

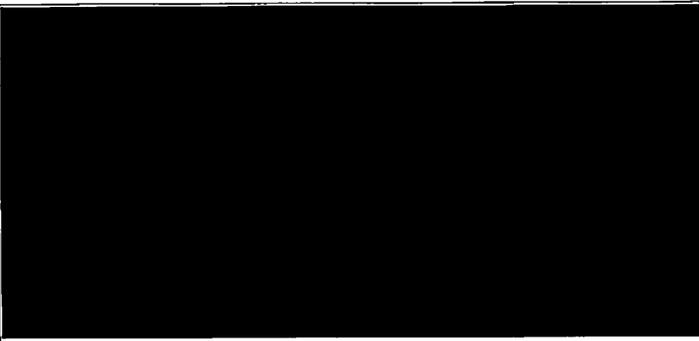


※ 上告の期限は判決から2週間（2月13日（木））

# 決裁・供覧

件名	★【決裁】上訴の要否について（指示）大阪高裁令和5年（行コ）第118号（上訴期限：2月13日（木））			文書番号		
伺い文	<div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-bottom: 5px;"></div> また、大阪法務局長宛てに、別紙決裁文書案のとおり指示したい。					
	【各意見】 別紙3参照					
起案	起案日			受付日		
	部署	法務省 訟務局 行政訟務課		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	
	起案者	鈴木 洸祐			施行処理期限日	
連絡先				施行日		
分類名称	大分類	争訟		施行	施行先	
	中分類	事件記録			施行者	
	名称（小分類）	令和6年度事件関係書類（写し）			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	1年未満
					保存期間満了時期	令和07年12月31日
決裁・供覧欄						
備考欄						

別紙1



決裁・供覧欄（別紙）

# 別紙3

- ・所管課意見 . . . [redacted] (別添1)
- ・法務局意見 . . . [redacted] (別添2)
- ・行政庁意見 . . . 上訴不相当 (別添3)

【備考】

当事者 控訴人 [redacted]  
被控訴人 国  
事件番号 大阪高等裁判所 令和5年(行コ)第118号  
事件名 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

伺い文(別紙)



森友学園情報公開訴訟（行政文書不開示決定取消等請求控訴事件）の  
上訴求指示に対する所管課意見

行政訟務課

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(1) 事案の概要等

大阪局意見のとおり

[Redacted]

[Redacted]

法務省訟務局長 殿

(主管課 行政訟務課)

大阪法務局長

(公印省略)

争訟事件に関する上訴について (求指示)

下記1の事件について、令和7年1月30日判決があり、同日その送達を受けたので、上訴の要否につき指示願います。

なお、上訴についての当局及び所管行政庁の意見は、下記2のとおりです。

記

1 事件の表示

当事者 控訴人

被控訴人 国

事件番号 大阪高等裁判所 令和5年(行コ)第118号

事件名 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

2 上訴についての意見

当局意見 (理由は別紙1のとおり)

行政庁意見 上訴不相当 (別紙2及び別紙3のとおり)

3 上訴期限

令和7年2月13日

上訴の要否に関する意見

1 事案の概要

本判決第2の1（3ページ）のとおり。

2 争点（本判決4ページ、一審判決4ページ）

本件各不開示決定が法8条の存否応答拒否の要件を満たすか否か（本件各請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、4号不開示情報を開示することになるか否か）。

3 判決要旨

(1) 法8条の存否応答拒否の適法性についての判断枠組み（本判決5及び6ページ）

ア 法8条に規定する「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」とは、当該行政文書の存否を回答すること自体から不開示情報を開示したこととなる場合のみならず、当該行政文書の存否に関する情報と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、当該文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示したこととなる場合も含まれる。

イ ①法8条の規定が、法5条3号及び4号が規定するような行政機関の長の裁量を尊重した規定ぶりになっていないこと、②法は、文書の存在を明らかにした上で開示ないし不開示決定をすることを原則とし（法5条ないし7条）、存否応答拒否処分を例外的な取扱いと位置づけていること、③行政機関の長は、存否応答拒否ができない場合であっても、法5条各号に基

づく不開示決定をすることが可能であり、同条3号及び4号が行政機関の長の裁量を尊重した趣旨は失われないこと等に鑑みれば、対象文書の内容に4号所定の不開示情報が含まれるか否かの判断について行政機関の長の裁量が尊重されることは格別、対象文書が存在しているか否かを答えるだけで4号所定の不開示情報を開示することになるか否かの判断に行政機関の長の裁量を認めることはできない。

(2) 本件各不開示決定の適法性の有無（本判決6ないし9ページ）

ア（前提として）本件各請求対象文書の存否が明らかになることによって、本件推知情報<sup>1</sup>が明らかになる。また、本件各開示請求のような概括的請求がなされた場合に不開示決定をする際には、対象文書を作成又は取得していない場合を除き、法9条及び行政手続法8条1項に基づき、対象文書の名称等の特定情報（文書特定情報）が対象文書の存否の応答に伴い通知されることとなる。

イ 本件各被疑事件については、不起訴処分がなされた時点でその捜査は終結しているから、本件各不開示決定がなされた時点で、本件各被疑事件の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるということとはできない。

ウ 被控訴人は、本件各請求対象文書の存否を応答して、開示決定又は不開示決定を行えば、これに伴って本件各請求対象文書に係る文書特定情報が控訴人に通知される結果、任意提出の対象となった文書の内容、範囲が明らかとなり、将来の同種事犯の捜査等の支障になるとして、本件各請求対

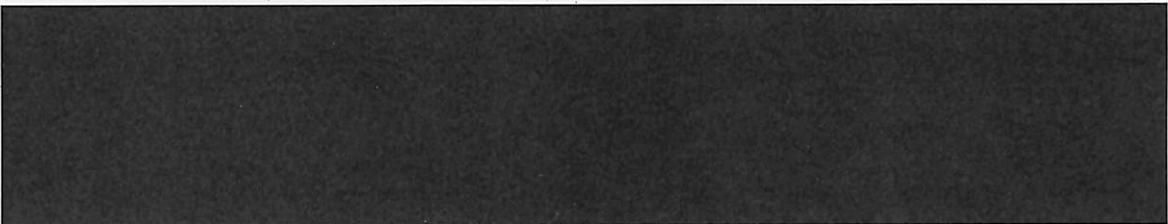
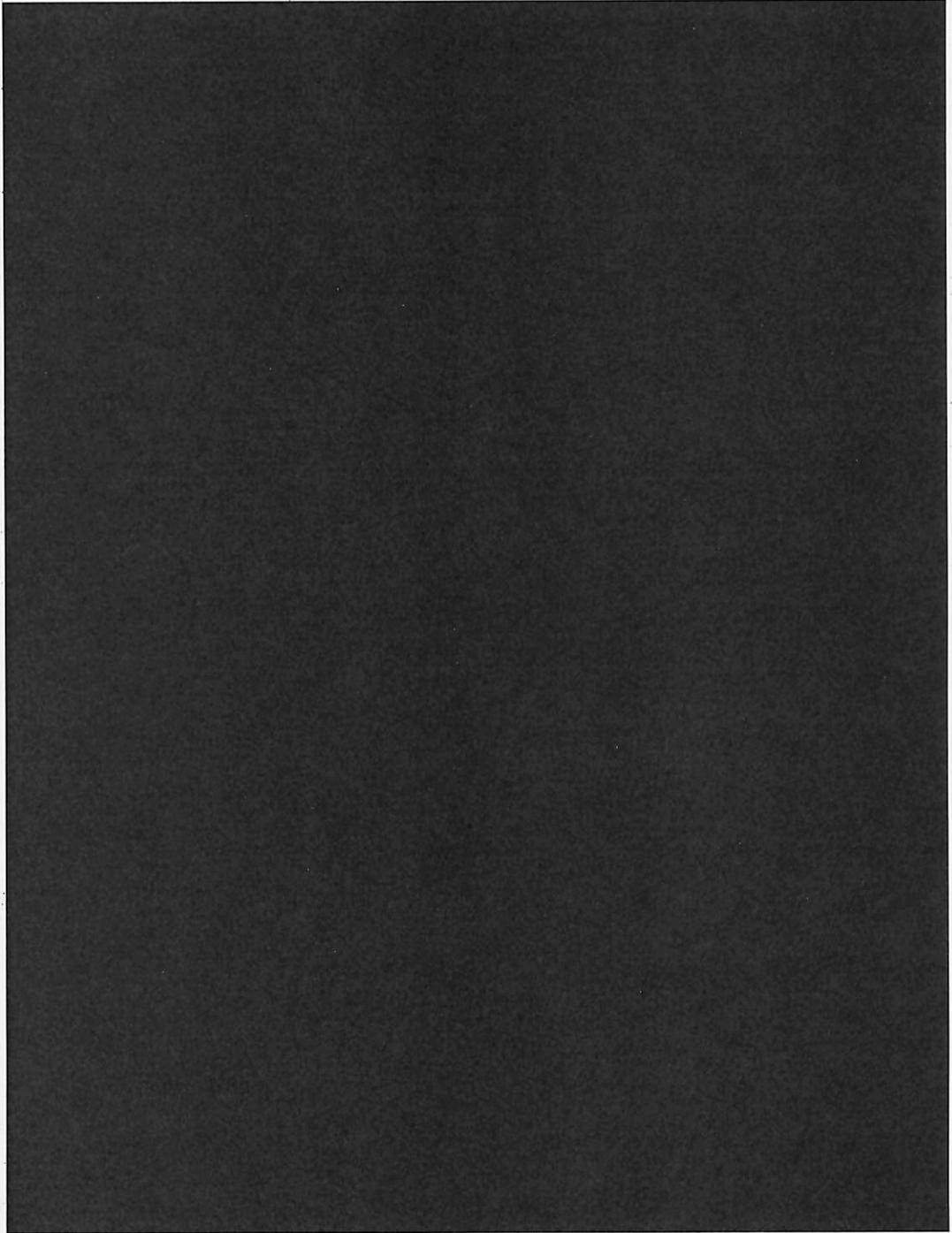
---

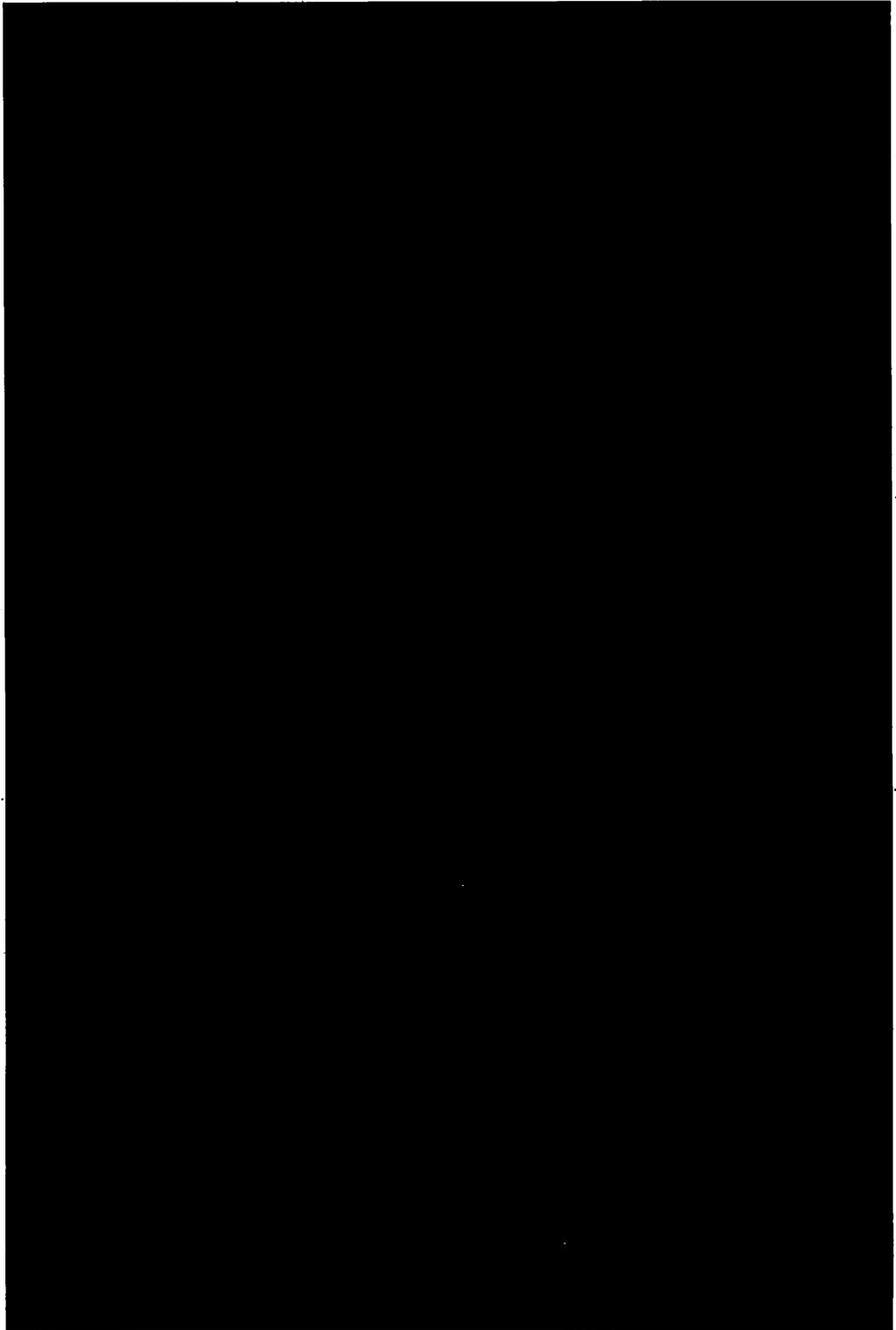
<sup>1</sup> 本件推知情報について本判決は、本件各請求対象文書の存在又は不存在が明らかになることによって推知される情報を指し、①存在が明らかになることによって、本件各被疑事件について、開示請求日までに財務省等から東京地検等に対し、本件各請求対象文書が任意提出されて、これが後に財務省等に還付されたこと、又は財務省等において任意提出した際に写しが作成されていたことが推知され、②不存在が明らかになることによって、本件各被疑事件について、開示請求日までに、財務省等から東京地検等に対し、本件各請求対象文書が任意提出されていないこと、又は任意提出はされたものの、その還付がされておらず、かつ写しも作成されていないことが推知されることになると整理する（本判決6及び7ページ）。

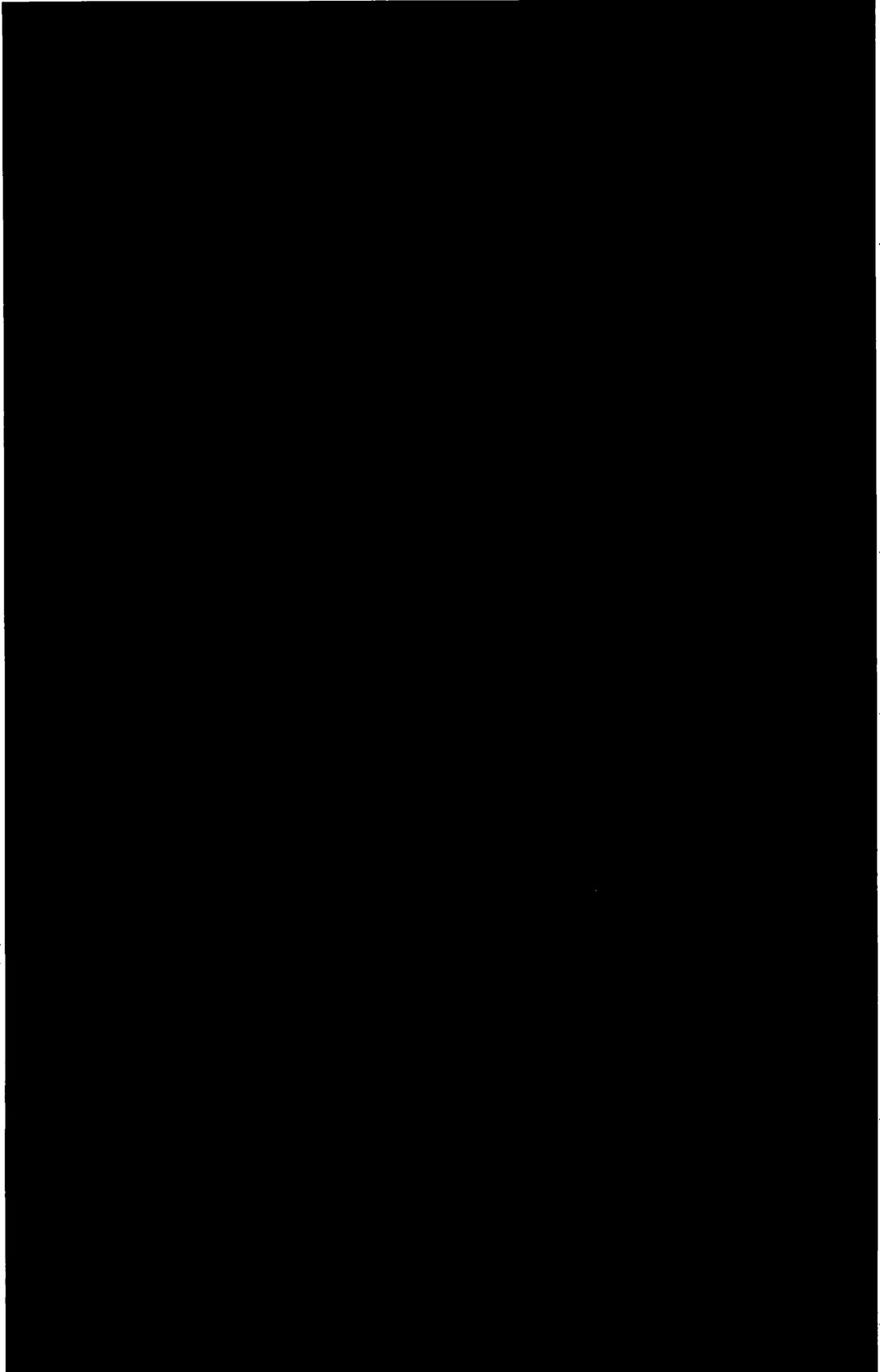
象文書の存否の応答が4号不開示情報の開示に該当する旨主張するが、法8条は、対象文書の存否の応答に伴い通知される文書特定情報まで考慮することを想定しておらず、被控訴人の主張は採用できない。

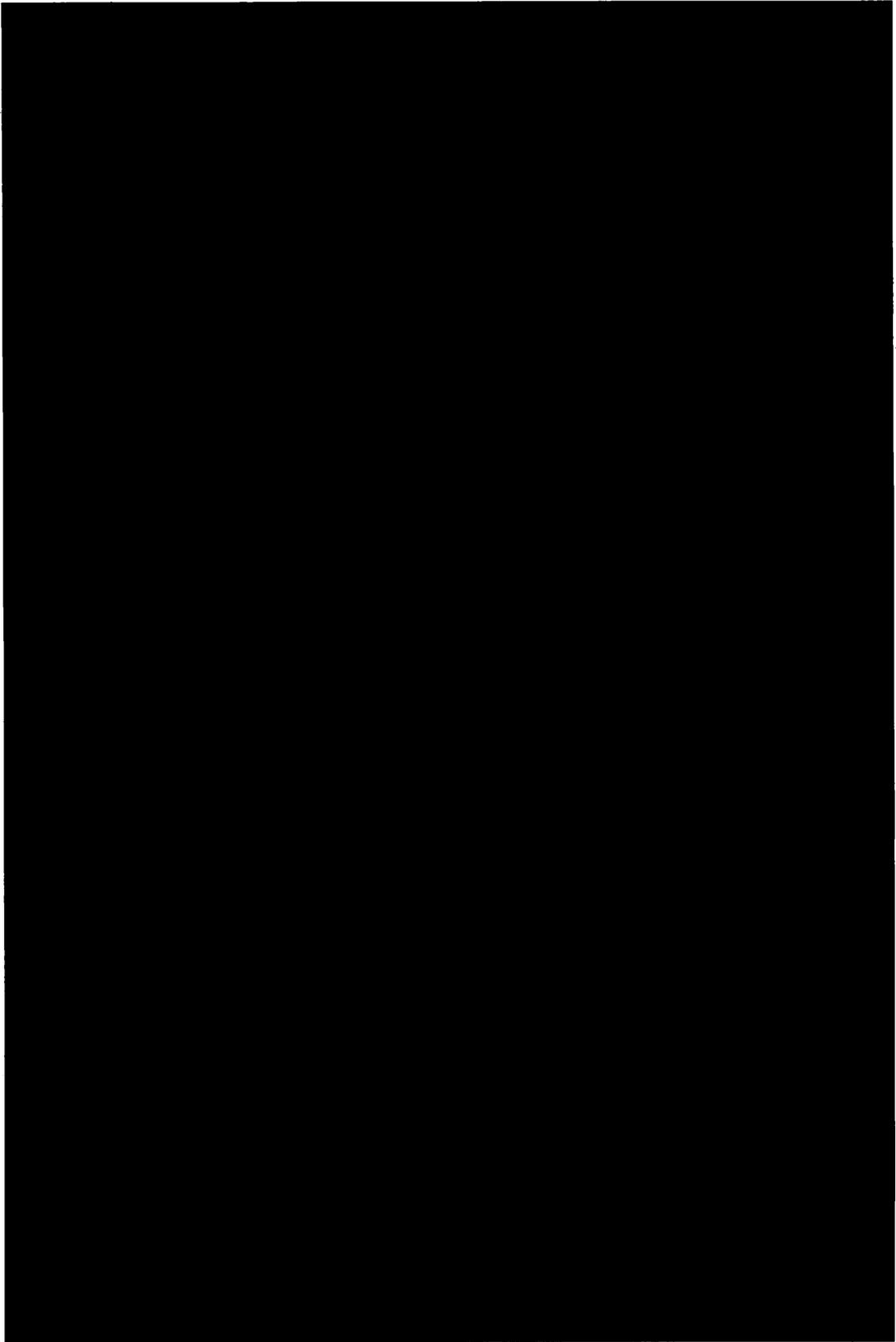
エ また、文書特定情報の通知により本件各被疑事件に係る財務省等の任意提出の範囲が明らかになったとしても、①捜査機関が、同事案の内容に照らして、改ざん等の対象となった文書等を証拠として取得しようとすることは捜査手法としてごく一般的なものであり、②財務省等が具体的にいかなる文書を所持しているかを認識していない捜査機関においては、任意提出を求める文書は網羅的なものとせざるを得ないのであるから、財務省等の判断で任意提出された文書がいかなるものかが明らかになったとしても、これによって捜査機関の本件各被疑事件と同種事犯に対する捜査方針や意図が明らかになるとはいえず、③本件各被疑事件と同種事犯に対する捜査であっても、事案等によって取得等する文書の種類等は多種多様であって、本件各被疑事件における任意提出の結果のみの分析から他の同種事案にも通用する法則性を見出すのは困難と思料されること等に鑑みると、他の同種事犯にも通用する法則性のある捜査手法や捜査機関の関心事項等といった捜査機関にとって機密性の高い情報が推知されるものとは考え難く、将来の同種事犯のみならず犯罪一般の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

オ 以上によれば、本件各請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとはいえず、本件各不開示決定は、法8条の要件を欠いた違法なものである。











以上

大阪法務局長 殿

財務省理財局長 窪田 修

上訴の要否について (回報)

標記については、下記のとおり回報します。

記

1 事 件

(1)当 事 者

控 訴 人

被控訴人

国 (処分行政庁：財務大臣)

(2)事件番号 大阪高等裁判所 令和5年(行コ)第118号

(3)事 件 名 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

2 控訴の要否

上訴不相当である。

大阪法務局長 殿

近畿財務局長 関 禎一郎

上訴の要否について (回報)

標記については、下記のとおり回報します。

記

1 事 件

(1)当 事 者

控 訴 人

被控訴人

国 (処分行政庁：近畿財務局長)

(2)事件番号 大阪高等裁判所 令和5年(行コ)第118号

(3)事 件 名 行政文書不開示決定取消等請求控訴事件

2 控訴の要否

上訴不相当である。